

松山市介護保険施設等事故報告事務取扱基準

1. 目的

この基準は、次の各号に掲げる規定（以下「運営基準等」という。）に基づき、介護保険サービス事業者及び高齢者福祉施設等（以下「事業者」という。）が松山市の区域内において又は松山市の介護保険被保険者等（以下「利用者」という。）を対象としたサービスの提供により発生した事故を把握するとともに、事業者による事故への速やかな対応と事故防止への取り組みを支援、促進することにより、サービスの質の向上と安心してサービス利用ができるサービス提供体制の確立を目指すことを目的として、松山市への事故報告の手続きを定める。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第23条
- (2) 松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年松山市条例第8号）
- (3) 松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年松山市条例第9号）
- (4) 松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年松山市条例第10号）
- (5) 松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年松山市条例第11号）
- (6) 松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年松山市条例第12号）
- (7) 松山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和6年松山市条例第13号）
- (8) 松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年松山市条例第14号）
- (9) 松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（令和6年松山市条例第15号）
- (10) 松山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（令和6年松山市条例第16号）
- (11) 松山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱
- (12) 松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年松山市条例第20号）
- (13) 松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年松山市条例第18号）

(14) 松山市有料老人ホーム設置運営指導指針

2. 事故の範囲

報告すべき事故の範囲は、次の各号に掲げるものとする。なお、報告すべき事故は、事業者の過失の有無は問わず、利用者等の自己過失及び第三者によるものを含む。

(1) 利用者に対するサービスの提供に伴い発生した次の負傷事故

ア 医師の保険診療を要し、投薬、処置等何らかの治療が必要となったもの

イ 医師の保険診療や治療を要しないが負傷により利用者の家族等から苦情が出ているもの

(2) 利用者に対するサービスの提供に伴い発生した死亡事故

(3) 利用者に対するサービスの提供中に所在が不明となり、警察に捜索願が出されたもの

(4) 利用者に対するサービスの提供などの業務遂行により発生又は請求された損害賠償事故

(5) 食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由が発生したもの

(6) 職員（従業者）の犯罪、法令違反又は不祥事等により利用者等の処遇に影響があるもの

(7) 職員（従業者）がサービスの提供中に受けた利用者からの暴行等により発生した次の事故

ア 医師の保険診療を要し、投薬、処置等何らかの治療が必要となったもの

イ 医師の保険診療や治療を要しないが職員の処遇に影響があるもの

(8) 震災、風水害又は火災等の災害によりサービスの提供に影響があるもの

(9) その他松山市が報告を必要と判断した事故

3. 事故の報告手順

(1) 事業者は、事故の範囲に定める事故発生後、事故報告書（別紙様式）により、速やかに（5日以内）第一報を報告する。

(2) その後、事業者は、事故の範囲に定める事故発生後、概ね2週間以内に、事故報告書（別紙様式）により、第二報を報告する。

(3) 事業者は、事故の処理が長期化する場合は、適宜処理の途中経過について報告を行い、処理が完結した時点で事故報告書（別紙様式）により、結果報告を行うこと。

(4) 事業者は、必要に応じて松山市から求められた資料を提出するものとする。

(5) 第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報告とすることができる。

4. 報告書の提出先

松山市指導監査課

5. 事故発生後の対応

(1) 事業者は、速やかに松山市及び利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- (2) 事業者は、報告した事故に関して、松山市、県、保健所その他機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な措置を講じる。
- (3) 松山市は、事業者から事故の報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、必要な措置を講じる。
- (4) 重大な事故については、必要に応じて、愛媛県、他の市区町村と連携を図るものとする。

6. 事故後の対応

事業者は、事故が発生した場合、事故が生じた原因を解明し、再発防止のための対策を講じるとともに、従業者に再発防止策を周知徹底すること。

7. 公表（有料老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホームは除く）

松山市は、事業者が運営基準等に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは事業者名及び事故内容について公表することができるものとする。

- (1) 事業者が事故発生を故意に隠匿している場合
- (2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合
- (3) その他利用者保護の観点から、松山市が必要と認めた場合

8. 愛媛県への報告（有料老人ホーム・軽費老人ホーム・養護老人ホームは除く）

- (1) 利用者等の死亡等、重大な事故
- (2) その他施設・事業所運営に係る重大な事故等

付則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

令和3年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正

令和7年1月23日一部改正